

長野県上田千曲高等学校創立110周年記念事業実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、長野県上田千曲高等学校創立110周年記念事業実行委員会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、長野県上田市中之条626番地（長野県上田千曲高等学校内）に置く。

(目的)

第3条 本会は、長野県上田千曲高等学校創立110周年記念事業を実行することを目的とする。

(会員)

第4条 本会は、次の会員で組織する。

(1) 正会員

- ア 長野県上田千曲高等学校同窓会員
- イ 長野県上田千曲高等学校PTA会員
- ウ 長野県上田千曲高等学校現職員

(2) 特別会員

- ア 長野県上田千曲高等学校の職員であった者
- イ 本会の趣旨に賛同し、会長の承認を得た者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（同窓会長）
- (2) 副会長 10名（同窓会会長代行・同窓会副会長・学校長・PTA会長）
- (3) 事務局長 1名
- (4) 副事務局長 2名
- (5) 事業別実行委員
 - 総務委員会 20名以内
 - 事業委員会 20名以内
 - 募金委員会 70名以内
 - 記念誌編纂委員会 10名以内
 - 会計委員会 10名以内
- (6) 会計監査委員 5名以内

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長・副会長は前条(1)・(2)により、会計監査委員は、会長が委嘱する。
- (2) 事務局長・副事務局長には学校職員を当て、会長が委嘱する。
- (3) 事業別実行委員は、同窓会及びPTAの役員の職にあるか、これに準ずる者並びに学校職員で会長が委嘱する者。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は同窓会会長代行がその代理をする。
- (3) 事務局長・副事務局長は、本会の会務を処理する。
- (4) 事業別実行委員は、各事業別実行委員会に所属し、本会の事業の企画推進を図る。
- (5) 会計監査委員は、本会の会計を年1回以上監査し、その結果を報告する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置く。

- (1) 顧問は、役員総会の推薦により、会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、本会の目的達成のため、必要に応じ重要事項について諮問に応ずるものとする。

(参与)

第9条 本会に参与を置く。

- (1) 参与は、役員総会の推薦により、会長が委嘱する。
- (2) 参与は、会運営の重要事項について任務を分担する。

(機関)

第10条 本会に次の機関を置く。

- (1) 役員総会は、年1回以上会長が招集し、次の事項を審議する。
 - ア 会議及び予算・決算に関すること
 - イ 本会の組織に関すること
 - ウ 会則の変更に関すること
 - エ その他重要事項
- (2) 記念事業役員会は、会長・副会長・事務局・総務、事業、募金、記念誌編纂、会計の各正副委員長をもって構成し、会長が必要に応じてこれを招集し、本会の運営にあたる。
- (3) 事業別実行委員会は、会長又は委員長が必要に応じてこれを招集し、会長の諮問に応ずるほか、事業の推進にあたる。

各委員会の委員長は、互選又は会長の委嘱により各1名を選出する。

- ア 総務委員会： 委員長1名・副委員長若干名・委員・学校職員をもって構成し、全体総括並びに総括的な立案及び運営にあたり、組織の要として連絡と調整を併せ行う。
- イ 事業委員会： 委員長1名・副委員長若干名・委員・学校職員をもって構成し、事業に関する事項にあたる。
- ウ 募金委員会： 委員長1名・副委員長若干名・委員・学校職員をもって構成し、募金計画の立案、募金活動にあたる。
- エ 記念誌編纂委員会： 委員長1名・編集委員若干名を中心にして広く協力を仰ぎ記念誌の作成にあたる。
- オ 会計委員会： 委員長1名・副委員長若干名・委員・学校職員をもって構成し、資金計画、運営にあたる。

(経費)

第11条 本会の経費は、会員及び一般の寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、本会の発足年度及び終了年度は、当該年度の終始のときとする。

(会則の変更)

第13条 本会会則の変更は、役員総会の議決とする。

付則

この会則は、令和5年5月20日から施行する。